

公布された条例のあらまし

◇静岡県がんセンター局の一般職の任期付職員の採用に関する条例

1 制定の理由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定に基づく任期付職員をがんセンター一局において採用するため、必要な事項を定めました。

2 内容

- (1) がんセンター事業の管理者は、一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができることとしました。（第2条関係）
- (2) 任期を定めて採用された職員の任期を5年を超えない範囲内とすることができる場合は、当該業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合等とすることとしました。（第3条関係）
- (3) 任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならないこととしました。（第4条関係）
- (4) その他必要な事項について定めました。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法等の改正に伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 自動車税の種別割について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽くし、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「グリーン化」）を講ずることとしました。（附則第24項、附則第26項～附則第30項関係）

ア 環境負荷の小さい自動車

- (7) 令和3年度及び令和4年度に初回新規登録された次の自動車（自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車を除く。）について、当該登録の翌年度の税率を次のとおり軽減することとしました。

対 象 自 動 車	軽減する税率
<ul style="list-style-type: none">・平成30年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車又は平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車であって、令和12年度燃費基準値の90%以上の燃費性能のものうち、令和2年度燃費基準値以上の燃費性能の自動車・電気自動車・充電機能付電力併用自動車	概ね75%

<ul style="list-style-type: none"> ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車及びクリーンディーゼル乗用車 	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車又は平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車であつて、令和12年度燃費基準値の70%以上の燃費性能のものうち、令和2年度燃費基準値以上の燃費性能の自動車 	概ね50%
<ul style="list-style-type: none"> ・一定の排出ガス性能を満たすクリーンディーゼル乗用車 	

(i) 令和3年度及び令和4年度に初回新規登録された自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車のうち次の自動車について、当該登録の翌年度の税率を次のとおり軽減することとしました。

対 象 自 動 車	軽減する税率
<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・充電機能付電力併用自動車 ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 	概ね75%

イ 環境負荷の大きい自動車

令和3年度及び令和4年度に初回新規登録から次の年数を経過した自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール等自動車及び電力併用自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その翌年度以後、税率を次のとおり重くすることとしました。

対 象 自 動 車	重課する税率
初回新規登録から11年を経過したディーゼル車	概ね15%
初回新規登録から13年を経過したガソリン車及びLPG車	

- (2) 県民の利便性の向上を図るため、免税軽油の引取りの手続を見直しました。（第50条関係）
(3) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく届出の手続について、電子情報処理組織を使用して行う届出の受付が開始されることに伴い、必要な改正を行いました。（別表第1関係）
(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の改正に伴い、新たに静岡市及び浜松市が処理することとなる事務の追加をする改正を行いました。（別表第1関係）

2 施行期日

この条例は、令和3年9月1日から施行することとしました。

◇静岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の改正の趣旨を踏まえ、視覚障害者の移動の円滑化のために必要な信号機の基準を明確にしました。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。